

かもがわ

迎春



検察制度の抜本的改革

坂元 和夫

特捜検察の不祥事

二〇一〇年一〇月大阪地検特捜部検事が証拠物であるフロッピーディスク改ざんにより証拠隠滅罪で起訴され、続いて同検事の証拠隠滅行為を隠蔽しようとした特捜部部长と副部长が犯人隠避罪で起訴されました。もし、検察官によるこれらの証拠隠滅や犯人隠避が事実だとすると、これは常識では考えられないとんでもないことで、このままでは刑事司法に対する国民の信頼は地に墜ちてしまいます。

最高検の対応

最高検は、新聞報道を受けて驚くほど迅速に行動を開始しました。証拠隠滅を

筒を捨て蜥蜴の尻尾切りを行い検察組織の安泰を図ろうとしているのではないかと疑われても仕方がありません。

不実証拠作出の体質

した検事だけでなく、上司の特捜部部长と副部长もこれを知って隠蔽しようとしたとして、兩名が罪状を認めようとしないうちに敢えて逮捕・起訴に踏み切ったのは、検察始まって以来の不祥事として組織存亡の危機感を抱いたからでしょう。

最高検のこうした対応そのものは評価するのに否かではありませんが、残念なことには、不祥事を生み出した土壌である検察の伝統的な問題のある体質に対する本当の意味での反省の弁が一向に聞かれません。これでは、この三検察官だけが不心得者であって特異な存在であることを強調することにより、いわば腐った林

にあるもので決して突飛な出来事ではないのです。

裁判所の責任

刑事事件において、捜査官憲が重要な証拠のねつ造や隠匿・隠滅を行った例はそれ程珍しいことではありません。警察は言うに及ばず、検察もまた例外ではないのです。古くは松川事件において最高裁で無罪の決め手とされた重要な物証（諏訪メモ）が検察によって長い間存在を否定され隠されていたことは周知の事実ですし、一般の事件でも、被告人に有利な証拠の意図的な不提出（隠匿）とか密室内での供述の強制や趣旨を歪曲した供述録取（実質的なねつ造）などは多かれ少なかれ日常的に行われています。フロッピーディスクの改ざんは、こうした問題のある検察業務の延長線上

にあるもので決して突飛な出来事ではないのです。わが国では、従来から犯人必罰のために多少の行き過ぎも仕方がないという社会風潮のもとで、こうした有罪獲得のための違法な捜査手法が裁判所においてさえ大目に見られてきました。実際のところ、裁判所が違法収集証拠の排除に熱心だったことはありませんし、警察官や検察官の強制による自白の任意性についても甘い態度をとり続けてきました。被告人が法廷で取調官に強要されて虚偽の自白をさせられたとどれだけ訴えても聞く耳を持つ裁判官は稀でした。検察官の仕事は起訴するまでが勝負で起訴後は裁判所に任せておけばちゃんと有罪にしてくれるというのが検察官の抱く刑事裁判のイメージだったと思われ、被告人や弁護人から見ると刑

事裁判は捜査結果を追認する儀式に過ぎないというのもあながち誇張ではないのです。

刑事裁判所の任務は、警察や検察が捜査権や公訴権を行使して被告人に対する処罰を要求するのに対し、それが法に照らして適法かどうか、有罪証拠が疑いの余地なく十分であるかどうかをチェックして違法証拠を排除し不十分な証拠しかなければ無罪を言い渡すのが本来の職責です。もし、裁判所がこの本来の職責を厳正に果たしておれば今回の特捜検察不祥事は起こりえなかったと断言できそうです。悪の温床を作ったという意味で裁判所にも重大な責任があると言わなければなりません。

制度的対策

今後、このような不祥事を根絶するにはどうしたらよいのでしょうか。検察は、「基本に忠実な職務遂行」、

「白覚と責任の徹底」などと繰り返すでしょうが、自己改革の表明だけで事を収束させてはいけなく考えます。検察の構造的病弊を改めるには、外部から思い切ったメスを入れなければなりません。

私は、検察改革の抜本策として次の提案をしたいと思えます。捜査の全過程の可視化と検察からの捜査権の剥奪という制度改革及び検察官適格審査会の活用です。

(一) 取調べの全面可視化

わが国では、取調官は密室の中で被疑者や参考人を取り調べます。密室の中で取り調べてこそ取調官と取り調べられる者との間に信頼関係が醸成できて相手が本当のことを話すのだというのです。

しかし、実際には、密室の中でどれだけ多くの虚偽の告白が生まれたことでしょうか。最近では足利事件が

そのよい例です。世の中の殆どの人は密室内の取り調べの恐ろしさを知りません。かつて、ロッキード汚職事件のときに、贈賄側の会社の社長や専務が検事の取調べに対し次々と白白してしまふのは何故かという記者の質問に対し、前特捜部検事が次のように述べているのを新聞で読んだことがあります。「取り調べのブロの凄さを知らないからそのようなことを言うのだ。自分に真っ白な人間の身柄を二〇日間くれば、殺人でも強盗でも強姦でもどんな罪の白白でもきれいにさせてみせる」と豪語したのです。これを読んで私は背筋が寒くなったのを覚えています。

もし、取り調べの全過程をビデオや録音テープに記録することになれば、取調官の作った事件の見立てに添った虚偽の告白を強制することなどやりたくてもできなくなります。民主党は野

党時代に取調べの全面可視化を政策に掲げていましたが、政権を取ってからは法務省・検察庁・警察庁の猛烈な抵抗に遭って及び腰になっていきます。しかし、今回の特捜検察の不祥事で政府も重い腰を挙げざるをえなくなりました(「検察の在り方検討会議」の設置など)。

(二) 検察の公判専従

取調べの全面可視化が検察の体質改善に有効であるとしても、それだけでは問題の根本的解決には十分でないと考えます。検察が全面可視化の網をくぐって不相当な捜査を行ったり、有罪獲得のために無理な公判維持を行うことがありうるからです。

検察は捜査から手を引き公訴の提起・公判維持に専念すべきです。この考え方は、今から五〇年近く前に安部治夫という現職検事が「検察官公判専従論」として発表したものです。検

察官が法律家(Lawyer)であるためには捜査に手を染めてはいけなく、捜査から手を引くことにより検察官は訴追官として公益の代表者にふさわしく振る舞えるようになるという趣旨であつたと私は記憶します。

この見解は、学者からは一定の評価を受けましたが、検察内部では不評でした。捜査検事こそ検察の花形だとする悲しき伝統のもとでこの正論が無視されてしまつたのはあまりにも当然でした。

公判専従のもとで懸念があるとするれば、特捜検察が担ってきたロッキード汚職など政治がらみの巨悪犯罪の捜査がどうなるのかです。アメリカでは、クリントン大統領のスキヤングルのときに上院がロースクルの教授をしていた弁護士を特別検察官に選んでいました。これに倣って民間から特別検察官を選んでその都度対処する方法も検討す

べきですし、それでは捜査能力上問題があるというのであれば暴走を防ぐ十分な装置を施したうえで特捜部を残す方法などが考えられます。

(三) 検察官適格審査会の活用

検察官適格審査会は、戦後の司法改革でGHQの検察官公選制の要求を回避するために司法官僚が逆提案した制度だと言われ、これまであまり知られておらず休眠状態でしたが、今回の特捜部検事の不祥事を機に俄に注目を集めることになりました。

国会議員が過半数を占め、最高裁判事、日弁連会長、学識経験者から成るこの審査会は検察官罷免の権限を持っています。法務省や検察庁は検察官適格審査会が本格的に動き出すことを恐れていると伝えられるので、逆にこの制度の活用が期待されます。

以上



裁判員裁判の 弁護人となって

尾藤 廣喜

法テラスからの依頼

昨年の五月下旬、日本司法支援センター(法テラス)から、被疑者国選事件の依頼がありました。

事案は、二件の「殺人未遂」。市内に住む七〇歳の女性の女性が、脳梗塞の後遺症に苦しむ七〇歳の夫と脳内出血の後遺症で言語障がいと左半身不随の症状を持つ四〇歳の長男の二人を介護していたところ、介護の重荷に耐えきれず、無理心中を図ったが、未遂に終わったという事件でした。

の決断を要するところで。しかし、現在の「福祉」の問題点が象徴的にあらわれた事件であり、弁護人を引き受けることにしました。

事前準備の段階で

一人で「裁判員裁判」を介護することには、物理的・時間的に無理がありますので、かねてから、「裁判員裁判」に重大な関心を持っている山崎浩一弁護士と二人で介護を担当することを裁判所に求め、これは、直ちに認められました。

その後、裁判官、検察官と公判前の協議を行いました。その段階で、審理は三日間連続して行なうこと、検察官は、供述調書等

の書面だけで立証すること、弁護側の人証として、被告人の次男の妻と被告人自身の尋問を行なうこと、さらに、裁判の開始から判決言い渡しに至るまでの分刻みのスケジュールが決定されました。

これに対して、検察官からは、被告人が、一人で介護の悩みを抱えこんでおおり、自分勝手な犯行であるとの主張がなされました。また、私たちは、再犯防止の観点から、加害者(被告人)と被害者(夫と長男)を、当事者の自主性を尊重しながら、それぞれ別々の施設に分離して入所、生活してもらおうことにしました。

判決の結果は

裁判員の判決は、「懲役三年、執行猶予五年」という判決で、辛うじて執行猶予とはなりました。

しかし、私たちが最も力を入れた介護制度の問題点については、全く理解されませんでした。私たちは、被告人が介護の負担の重さを親族に訴えていたことを立証したにもかかわらず、一人で介護の悩みを抱えこんだ「身勝手なもの(犯行)」である、「本件の責任を社会制度に帰する」のは適切ではない」との判断がなされ

たのです。

裁判員裁判の問題点

この裁判では、①事件の根本的原因について深い理解が得られず、②事実認定についても、証言の緻密な検討がなされず、印象で判断されているなど、弁護人の立場からは、大きな不満が残る結果となりました。

その原因については、一つには、私たちの主張、立証の不十分性があるとは思いますが、①審理が裁判員の負担を考え、時間的に余裕がなく、事件の背景まで切り込んだ立証に限界があること、②事実認定について、証拠を十分吟味する時間的、心理的な余裕がないことという、裁判員制度の根本問題につながる点があると感じました。

この事件では、有罪か無罪かが争点でなかったのですが、もし、この点を争う場合、十分な立証ができるかどうか、大きな疑問を感じました。



弁護士の数

山崎 浩一

就職できない弁護士

司法試験の昨年の合格者数は二〇七四名でした。政府の三〇〇名という目標数字からすると、まだ一〇〇〇名程は少ないものの、五〇〇人程度の時代から比べると四倍もの激増です。ところが裁判官や検察官の数はそれほど増員していませんので、結局は弁護士だけが激増しており、最近では、司法修習は終えても就職する事務所が見つからないという人も出ています。

増員反対派

そこで、弁護士の中から司法試験合格者の数を制限すべきだという強硬な意見が出されています。増員反

対派の中には、弁護士がメシを食えなくなるという本音を語るものもあります

が、弁護士が必要以上に増えると、経済的理由から公益的な奉仕活動をしなくなるかと、弁護士のアイデンティティや一体感が失われ、弁護士自治が崩壊すると危惧する意見があります。

食えない弁護士が出るという本音論には、どれだけ世間の理解が得られるのでしょうか。どんな職業にも競争と倒産のリスクは存在します。弁護士だけが競争から守られるべきであるといえるのか疑問です。もし、弁護士が特別に競争の外に置かれるべきであると言え

ないのであれば、弁護士の過剰供給になれば、弁護士志願者が減ることで増員に歯止めがかかるという形での自然の調節に任せるしかないのではないかと思います。

弁護士の本質

しかし、過剰な増員により弁護士が変容してしまうとすると事は重大です。では弁護士の本質とは何なのでしょう。日弁連での主流の意見は、弁護士の本質は、専門的な知識・技能を用い、依頼者とはやや離れたところで、自由独立な立場で公共のために奉仕しようとする、そして自治権をもつことにある(プロフェッション論)というものです。

では、増員反対派のいうように、弁護士増員により、弁護士は公共奉仕、公益活動をしなくなるのでしょうか。僕は、弁護士人口が増えるから、公益活動をする

弁護士が減るとは考えません。弁護士が公益活動をする、しないは、個々人の人生観や教育、研修によるところが大きいと考えられるからです。弁護士数が増えれば、絶対量として社会に貢献する弁護士の活動も増えるはずで。

これに関連して、想起されるのは、薬局開設の距離制限を違憲とした昭和五〇年の最高裁判決です。距離制限を求めると、自由な開設を認めると、薬局の偏在による競争激化、一部薬局の経営不安定、不良医薬品の供給や濫用のおそれがあると主張しましたが、裁判所は、それは距離制限の合理性と必要性を肯定するに足らないとしました。

何が大切か

ここまでの僕の意見は綺麗事かもしれません。増員反対論者には人権活動を熱心に行っている弁護士が多く、彼らは皮膚感覚で増員

の影響を危惧しています。就職できる事務所を探すために努力している修習生の姿を見ていると本当に大変だと思えます。しかし、司法試験合格者の人数制限をしていないアメリカでは、弁護士が社会の隅々に法的サービスを広めています。

大切なことは、多くの公共心のある者が弁護士を目指すような魅力的な弁護士の活動を社会に知ってもらうこと、そして、司法修習の過程においても、裁判官や検察官の志望者も含めて法曹の公共奉仕の重要性を体感できるようにすることでしょう。

そのためには、法曹三者の一体教育は是非とも維持すべきです。

このような司法修習の費用と受け入れ容量の制限により、自ずと適正な数というものに落ち着くと考えるのは楽観的すぎるでしょうか。



沖繩行

鍛田 則仁

一年間、沖繩の法廷まで出張の機会がありました。沖繩旅行というのは、はるか昔、新婚旅行の計画を立てたものの、役所勤めを始めてまもない時期の話で蓄えもなく、司法修習生の給料では生活が精一杯ということで、沙汰やみになっていたものでした。もっとも、出張では観光の余裕はありませんので、一回だけ休みを入れて滞在を二日延ばし、車で本島を巡った程度であり、見聞といっても大したものではありません。しかし、短い滞在の中にも確かに「本土」とは違うと実感させられるところがありました。

★

まず、目についたのが、木造建物がほとんどないこと。戦災で焼け野原になった上、台風が強いまま来ますので、当たり前なことなのかもしれません。特に那覇市内とその近郊において、起伏に富んだ地形一杯に鉄筋コンクリート造りの建物が延々と続いていく風景は、鮮烈ですが、他方、外敵を防ぐ要塞的なイメージも浮かびました。

もう一つはお墓です。石造りあるいはコンクリート造りのそれだけで一軒家くらいになりそうな巨大な墓がごく普通に至る所にあるというのは、本土にはない風景でしょう。昔、遺体を石室に安置し、風化を待つという風葬の習慣があったため、墓が大型化し、また、家の敷地内に墓を建てる習慣があったため、市街地のあちこちに墓地が存在することとなったという話を聞きました。現在でもそれがしっかりと残っているというのは、驚きでした。

★

これらは、いずれも人工物ですが、その最たるものは、やはり米軍基地でした。しかし、基地は、一般の町並みとは対照的に、桁違いに広く、しかも緑豊かであるという点で際立った違いがあります。道に沿って基地との境となる金網の柵が続いていき、その内側は別世界です。中が公園や普通の住宅であれば、沖繩の生活環境は大いに違うことでしょう。

★

現在の沖繩県民の民意というものは、選挙結果や世論調査によれば、概ね普天間の県外移設を求めるところにあるのでしようが、それが実現すると思っ

★

なかつたので、騒音を実感することはできませんでしたが、事故は怖いというのはよく分かります。島を案内して貰っている中で、ここはかつて米軍施設があったと案内された場所も数多く、施設や土地の返還は、それなりに進んでいるように見えました。普天間は、いかにも解決が取り残された場所ということが窺えま



子どもを共に育む 京都市民憲章

徳田 敏

京都市では、平成一九年に「子どもを共に育む京都市民憲章」を定めました。

とても大切な理念を謳ったものであり、次の六項からなっています。「わたしたちは、子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。子どもが安心して育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先し

ます。」
この憲章は子どもを取り巻く大人の行動規範を謳ったところに特徴があり、子ども自身の権利や義務を定めたものではありません。謳われている内容も、特に目新しいことは書いてあるわけではありません。しかし、どの項目も当たり前の社会通念であることが、この憲章の最も大切なところであり、また現代の危機的な状況を物語っています。

古くギリシャ・ローマの時代では、法の成文化は被支配者層の自由と権利(自然権)の獲得手段でした。その後、近代に成文化は社会権(労働基本権や生存権など)の創設手段となり、現代では社会常識の明文化の段階まで至っています。背景には価値観の多様化と個人の孤立化があります。価値観の多様化は自由主義社会では起こりうる結果です。万人が万人ともまったく均質でない以上、自由を尊重する社会では価値観の多様化は避けられません。そして、自由尊重によって個人の領域に他者が介入することを忌避する意識が強まり、個人相互に放っておいてもらう、放っておかなければならないという意識が伝播し、個人の孤立化に結びついてきています。孤立化した個人に対して、孤立化した別の個人が「常識」に基づいて注意をすることはとても困難です。その結果、注意をする役割を警察や役所など行政に頼ることになります。しかし、行政が注意をしようとしても、「放っておいてくれ。どういう権限で注意するのか」と反論されれば、注意しようとした対象が「常識」に

外れたものというだけでは手の下しようがありません。その結果、事態が極端な状態まで至らなければ誰も介入できないこととなってしまう。例えば、児童虐待を想起していただければ、虐待と認定できる状態にまで至らなければ行政は強制介入できず、また周囲の人も、児童の保護者からしつげや我が家の教育方針と言われれば口出ししにくいことが理解いただけると思います。

京都市の子どもを共に育む市民憲章は、そうした現代社会が陥ってしまった危機的状况を改善するため、大人の行動規範を再確認するものです。子どもの保護者、地域社会、学校などの教育施設、行政さらには企業といった子どもを取り巻く者が、それぞれの役割を自覚するよう促しています。さらに京都市では、この市民憲章を推進する条例の制定を進めていま

す。市民の自助、地域社会の共助、行政の公助の三位一体で市民憲章の推進を目指す条例であり、私も、弁護士会からの推薦という形で、市の条例制定検討委員会の委員として議論に参加させていただいています。資源の乏しい日本で最も大切なものは人材です。次代を担う子どもが健やかに育める環境のため、公助はもちろん必要として、公助だけでは自助も共助も再生しないという視点から、子どもを取り巻く様々な問題を改善するきっかけになる条例となるよう取り組んでいます。議論の状況は京都市ホームページからご覧いただけます。ぜひ(見付けにくいときは、京都市HPで「市民憲章」を検索していただければ辿り着けます)。



少年に対する死刑判決

富増 四季

宮城県の石巻三人殺傷事件の裁判員裁判で、事件当時一八才であった少年に対する死刑判決が出ました。

判決文や、裁判員のインタビューを見ると、行為の残酷さや被害結果の重大さとともに、法廷で見せた少年の反省に深みがなく、更生可能性が低いといった評価が重視されたようです。

弁護人のコメントでは、「裁判員裁判の中で、少年の変化が本当に分かってもらえるのか、限界を感じた。」「今後も同様の重大事件で本人の心情が分かってもらえないまま判決が出てしまうのでは」との懸念が語られました。私も、事件の重大性こそ異なりませんが、少年事件に取り組むなかで、日々、少年の反省を

裁判官に伝えることの難しさを実感しています。

私たちは判断に迷う場面になると、少年の多様性や表現力の乏しさなどを頭で理解しながらも、自分を基準とした直感を信頼して結論を導く傾向はないでしょうか。

しかし、私が出会った少年の何人かは、大人に裏切られ続けてきた経験からか、偽善に対して極端なほど嫌悪感を表す傾向がありました。誠実な子どもであるほど、そして、事件の重大さを理解するに至ればなおのこと、反省の言葉を軽く口にできないと感じ、強い葛藤を感じるものなのかもしれません。

少年が、こうした複雑な葛藤を裁判員にわかりやす

く表現するとは限りません。特に、満席の傍聴人や被害者遺族の方々の視線を痛いほどに感じながら、自らの生死が決せられるという極限状態に置かれるわけですから、少年にとって、これ以上の心理的プレッシャーはないでしょう。困惑しきって、誤解を生む態度を取ってしまうかもしれません。

そうした態度は被害者の心情をないがしろにするものだと叩かれるでしょうが、そもそも少年に大人と同じような立ち振る舞いを期待しうるものなのか、そして、公判廷という場は、反省といった内心を吟味するのに適した装置なのか、その出発点から疑うべきではないかと思えます。

報道によれば、少年の母は、少年が五才の頃に離婚したのち、付き合っていた男性から暴力も受けてアルコール依存症になっていたようです。祖母に預けられた少年は、高校に進学する頃から母や祖母に暴力を振

るようになり、その後も周囲への暴力的行動がエスカレートしていったようですが、幼少期に、母が暴力的な男性に惹かれていた様子を見て暴力への感覚が歪んでしまったといえます。私たち一般市民には想像がつかない過酷な環境のなかで発育・成長してきた様子が窺えます。

公判廷で少年は、「自分のしたことを絶対忘れず、一生償っていきたいです」と涙声で謝罪しました。それでも、判決では「反省は表面的」として死刑とされたわけです。今回の裁判員としてはこの評価にある程度の確信があったのでしようが、この少年の反省の弁と涙が表面的にすぎないのかどうか、更生可能性があるのか、一般市民が数日間の議論で判断できるものなのでしょうか。児童心理や教育心理の専門家であれば、少年が公判廷という特異な条件下で見せた態度や発言の評価については、極めて慎重になるように思います。

裁判員の判断の指針となるべき過去の最高裁判例（永山基準）は抽象的なもので、言ってみれば裁判員の方々は、答えのない極めて難しい価値判断と、未成年に対する死刑の是非を決する責任を丸投げされてしまったも同然でした。一般市民が数人で背負うには重すぎる責任であり、深い悩みと迷いが生じるのは当然です。また、未成年の生命を奪う結論が、このような市民の数名の価値観によって、しかも迷いを持ちながら決められていくことなど、許されるはずがありません。丸投げをする前に、専門的知見も踏まえた国民的議論をして、裁判員が依るべき基準を明確化し、国民全体でこの重い判断の責任を共有していく必要があるでしょう。

今後も、裁判員が少年事件を裁く制度を維持するというのであれば、私は、事案を問わず少年に死刑を科すことはできない制度とすべきと考えます。

かもがわ講座

司法修習生への 給費制の維持

前号の「かもがわ」配布の際に、司法修習生への給与給費制の維持についての署名に協力をお願い致しましたところ、一八八一筆もの協力をいただきました(京都弁護士会の事務所では、五番目の数だったそうです)。本当にありがとうございます。

司法修習生は、司法試験に合格した裁判官、検察官、弁護士などの法律家の卵です。司法修習の期間は、修習に専念する義務があり、アルバイトが禁止され、その反面、これまでは、給与が支払われてきました。

ところが、「司法改革」の一環として、二〇〇四年(平成一六年)の裁判所法の「改正」によって、この給費制の廃止、貸与制の導入が決められてしまいました。そして、

その施行日が、二〇一〇年(平成二二年)十一月一日とされていたのです。

しかし、このような「改正」は、「市民の権利の守り手」である法律家を市民が育てるという考え方に反するだけでなく、「お金持ちの子弟しか法律家になれない」という結果を招くこととなります。

日弁連は、多くの市民の方とともに給費制の維持を訴えてきましたが、二〇一〇年(平成二二年)十一月二十六日に、一年間貸与制の施行を延期する法律が国会で可決されました。市民の皆様多くの声がこの成果をもたらして下さったものであり、改めてお礼を申し上げます。

しかし、今回の改正は、一年間のみの暫定的な延長にすぎません。私たちは、市民が法律家に寄せた期待の大きさに改めて身を引き締めるとともに、「基本的人権の擁護」と「社会正義の実現」という弁護士本来の職責を全うすることによって、給費制維持の恒久化の必要性をさらに訴えていきたいと決意しています。